

入院時の食事の提供及び

入院時食事療養費・入院時生活療養費について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された治療食を適時（夕食については午後 6 時以降）適温で提供しています。

患者様の入院時食事療養費（療養病棟以外の病棟）及び入院時生活療養費（療養病棟）の標準負担額は下記のとおりです。

1. 入院時食事療養費標準負担額（療養病棟以外の病棟）

区 分			標準負担額
住民税課税世帯			510 円
住 民 税 非 課 税 世 帯	70 歳未満	過去1年間の入院期間が 90 日以内	240 円
		過去1年間の入院期間が 90 日超	190 円
	70 歳以上 75 歳未満	過去1年間の入院期間が 90 日以内	240 円
		過去1年間の入院期間が 90 日超	190 円
		低所得 I	110 円
	指定難病・小児慢性徳英疾病の患者		

2. 入院時生活療養費標準負担額(療養病棟)

療養病棟に入院する 65 歳以上の患者			標準負担額	
			食事(1 食)	居住費(1 日)
一般	①一般の患者 (下記のいずれにも該当しない者)	入院時生活療養費(Ⅰ)	510 円	370 円
	②厚生労働大臣が定める者(重篤な病状又は集中的治療を要する者等)(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		510 円	370 円
	③指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		300 円	0 円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ (⑤⑥に該当しない者)		240 円	370 円
	⑤低所得者Ⅱ (重篤な病状又は集中的治療を要する者等)	申請月以前の 12 月以内の入院日数が 90 日以下	240 円	370 円
		申請月以前の 12 月以内の入院日数が 90 日超	190 円	
	⑥低所得者Ⅱ (指定難病患者)	申請月以前の 12 月以内の入院日数が 90 日以下	240 円	0 円
		申請月以前の 12 月以内の入院日数が 90 日超	190 円	
	低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ (⑧⑨⑩⑪に該当しない者)		140 円
⑧低所得者Ⅰ (重篤な病状又は集中的治療を要する者等)		110 円	370 円	
⑨低所得者Ⅰ(指定難病患者)		110 円	0 円	
⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者 ⑪境界層該当者				